

(一) 名称 日本護謨ボール製造所

(二) 代表者 進士 喜代太

(三) 資本金 五万 圓

(四) 事業の種類 護謨ボール製造

(五) 企業系統 ナ シ

(六) 使用労働者 三五名 (内女二十八名)

三 労働者 例

(1) 爭議参加労働者 二 九 名

(2) 志願労働組合 労働總同盟 本宗 鉄工組合

(3) 爭議参加者中組合加入者 全 員

(4) 爭議發生の時 昭和五年五月二十日

(5) 爭議發生原因

該工場ハ大正十二年二月創立シ以來引續キ事業ヲ進捗スルニ

リタルカ近時一般経済界ノ不況ニ影響セラレ領ニ事業不振ニ
陥リ其ノ打崩策トシテ昨年一割ノ賃銀値下シナシ本年一月更
ニ二割ノ賃銀ヲ値下シタルノミナラス其ノ後製品過剩ノ故ヲ
以テ隔日出勤トシ辛クシテ経営シ来リタルカ本月七日常動機
破損シ其ノ修理ノ為メ翌八日ヨリ二週間ノ休業シ室シ(休業
中ノ日給ハ四分ノ一支給ノコト)タル為メ職工側ハ著シク生
活上ノ苦感ヲ感スルニ至リ本月十九日前記組合ニ加盟シテ支
那發会式シ舉ケテ二十日左ノ嘆願書ヲ提出スルニ至レリ

六 要求事項

嘆 願 書

一 臨時休業中日給金額支給サレタシ

二 請取工資日給ニ充テサル場合ハ全部日給支給サレタシ

三 年二回昇給サレタシ

以上従業員一同協議ノ上及嘆願候也